

羽島市耐震改修促進計画

令和8年4月 最終改定

目 次

P

●はじめに

- 1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ 1
- 2 岐阜県震災対策検証委員会の提言

●第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

- 1 想定される地震の規模 2

●第2 建築物の耐震化に係る目標

- 1 建築物の耐震化の現状 3
 - (1) 住宅の耐震化の現状 4
 - (2) 特定建築物の耐震化の現状 4
- 2 建築物の耐震化の目標 7
- 3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標 8
 - (1) 市有施設における耐震化 9
 - (2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化 9
 - (3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標

●第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

- 1 耐震化の課題 1 0
- 2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務 1 0
 - (1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割
 - (2) 市・県の役割
- 3 実施する事業の方針 1 1
 - (1) 事業の考え方
 - (2) 実施する事業
- 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方 1 1
 - (1) 重点的に耐震化を図る地域
 - (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路
 - (3) 重点的に耐震化を図る建築物 1 2
 - (4) より重点的に耐震化を図る建築物
- 5 「命」を守るための多様な取り組みの推進 1 2

●第4 建築物の耐震化を促進する施策

- 1 安心して耐震化が行える環境整備 1 3
 - (1) 羽島市建築物等耐震化促進事業及び羽島市木造住宅耐震診断事業
- 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及 1 4
 - (1) 相談体制の整備
 - (2) 情報提供の充実
- 3 地震時の建築物の総合的な安全対策 1 6

●第5 指導、勧告又は命令等に関する事項

- 1 所管行政庁との連携 1 7

●第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

- 1 計画の推進体制 1 7

●はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条（平成25年改正前：法第5条）に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため『羽島市耐震改修促進計画（以下「市耐促計画」という。）』を、平成19年3月に策定した。

今回、上位計画である「岐阜県耐震改修促進計画」（以下「県耐促計画」という。）が令和8年3月に改訂されたこと、市耐促計画の計画期間が令和7年度に終了することに伴い、令和12年度までの5年間を計画期間とする改定を行い、耐震改修の促進を進めるものである。

なお、本計画は羽島市国土強靱化計画及び羽島市地域防災計画との調和を図り、地震防災対策の一環として位置付ける。

岐阜県では、平成27年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられた17の国際目標（SDGs※）に関して、令和2年7月17日に「SDGs未来都市」に選定され、「岐阜県SDGs未来都市計画」を策定した。

本計画に位置付ける取組みは、いずれも「持続可能なまちづくり」に資するものであることから、SDGsのうち、特に目標11【住み続けられるまちづくりを】を目指した取組みを推進する。



※Sustainable Development Goalsの略

2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むもの。

2 岐阜県震災対策検証委員会の提言

岐阜県では、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」により明らかになった震災対策の現状と課題を洗い出し、岐阜県内で大規模震災が発生した場合に教訓とすべき事項を検証することを目的に、県内外の各界有識者から成る「岐阜県震災対策検証委員会」を組織し、その中で建築物の耐震化に関する「耐震化分科会」が設置されて検証・検討が行われた。

建築物の耐震化については、平成23年7月31日にとりまとめられた「岐阜県震災対策検証委員会報告書」において、以下の7項目の提言がなされている。

岐阜県震災対策検証委員会からの提言項目（建築物の耐震化に関する項目のみ抜粋）

- ① 防災拠点施設等の耐震化【市町村・建築物所有者】
- ② 緊急輸送道路沿道の特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ③ 耐震化の普及啓発における内容の充実と手法の見直し【市町村・建築関係団体】
- ④ 耐震化に関する補助制度の見直し【市町村】
- ⑤ 不特定多数が利用する民間特定建築物への取組みの強化【市町村・建築関係団体】
- ⑥ 宅地被害の周知【市町村・建築関係団体】
- ⑦ 「命」を守るための多様な取組みの推進【市町村】

※【 】は特に連携を図るべき事業主体

●第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し、有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフの巨大地震の発生の危険性が高まっている。

以下の表1-1は、岐阜県が実施した「平成23年度～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版」及び「平成30年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査 概要版」に基づき想定された、当市の地震の規模と建物被害である。

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度5強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度6弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域において液状化が発生する可能性が高いと予測している。

当市において建物被害が最も大きいと想定されるのは、養老-桑名-四日市断層帯地震の場合であり、3600棟を超える建物が全壊すると想定されている。

表1-1 想定される地震の規模と建物被害

想定される地震、断層	最大震度	P L 値 (液状化指数)	建物被害（棟数）	
			全壊	半壊
南海トラフの巨大地震★	5.88（震度6弱）	55.88	1,852	4,549
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	5.90（震度6弱）	24.30	1,507	4,473
長良川上流断層帯地震（北側震源）	5.31（震度5強）	14.26	241	631
長良川上流断層帯地震（南側震源）	4.93（震度5弱）	1.97	41	87
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	5.10（震度5強）	7.62	126	288
阿寺断層系地震（北側震源）	5.08（震度5強）	8.34	137	268
阿寺断層系地震（南側震源）★	5.04（震度5強）	4.57	89	189
跡津川断層地震★	5.05（震度5強）	10.63	184	388
養老-桑名-四日市断層帯地震★	6.29（震度6強）	52.72	3,637	7,139
高山・大原断層帯地震（北側震源）★	5.01（震度5弱）	9.30	136	241
高山・大原断層帯地震（南側震源）	4.59（震度5弱）	0.00	0	1

※ P L 値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が高い 5<PL値≤15：液状化の可能性がある

★平成23～24年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査 概要版による。

それ以外は、平成30年度 岐阜県内陸直下地震等被害想定調査 概要版による。

●第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され、新耐震設計法が導入された。

本計画では、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。また、本文中の言葉の定義は以下のとおりとする。

「建築物の耐震化」…建築物の地震に対する安全性を確保すること。

「耐震化されている建築物」…新基準建築物、旧基準建築物のうち耐震診断結果により耐震性を満たしている建築物（以下「耐震化を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）。

「耐震化率」…建築物の全数に対する耐震化されている建築物の割合。（住宅においては戸数）

「耐震性が不十分な建築物」…旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修を行っていない建築物。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

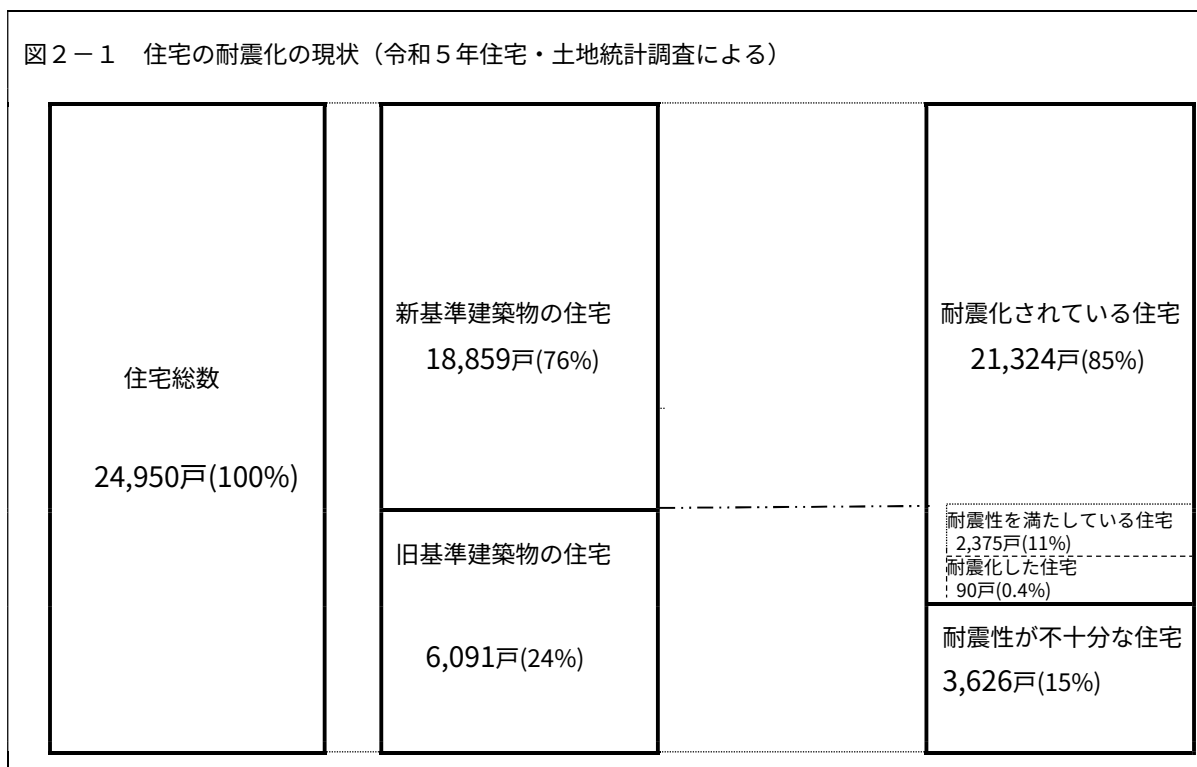
(単位：戸)

建築年		平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査		令和5年調査	
		戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)
旧基準	昭和35年以前	1,500	7	1,360	6	2,950	12	2,440	10
	昭和36年～45年	2,040	10	1,720	8				
	昭和46年～55年	4,290	20	3,170	14	3,410	14	3,260	13
	不詳	—	—	883	4	458	2	391	1
	計	7,830	37	7,133	32	6,818	28	6,091	24
新基準	昭和56年～平成2年	4,160	19	3,960	17	3,570	15	3,250	13
	平成3年～7年	2,140	10	1,970	9	2,070	9	4,090	17
	平成8年～12年	2,640	12	2,220	10	2,430	10		
	平成13年～17年	2,700	13	2,190	10	2,500	10	2,530	10
	平成18年～22年	1,490	7	2,220	10	2,610	11	1,740	7
	平成23年～25年9月	—	—	870	4	—	—	—	—
	平成23年～27年	—	—	—	—	1,910	8	1,770	7
	平成28年～30年9月	—	—	—	—	930	4	—	—
	平成28年～令和2年	—	—	—	—	—	—	2,580	11
	令和3年～5年9月	—	—	—	—	—	—	1,580	6
	不詳	380	2	1,897	8	1,282	5	1,319	5
計	13,510	63	15,327	68	17,302	72	18,859	76	
合計		21,340	100	22,460	100	24,120	100	24,950	100

※統計調査上の算出都合により、年代別住宅数の経過に不自然な箇所が生じる。

※不詳件数については、平成25年調査から旧基準と新基準とで按分した戸数を計上する。

市内における住宅の耐震化の現状については、令和5年の住宅・土地統計調査（令和7年1月発表）を基にした推計値によると、「新基準建築物の住宅」が18,859戸、「旧基準建築物の住宅」が6,091戸であり、そのうち「耐震化した住宅」は90戸、「耐震性を満たしている住宅」は、耐震診断の結果からの推計により2,375戸であることから、市内の住宅総数24,950戸のうち21,324戸が「耐震化されている住宅」と推計でき、耐震化率は約85%と推計できる。



（2）特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、用途・規模の要件は、表2-2のとおりである。

そのうち、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の建築物を「1号特定建築物」、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、地震によって建築物が倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物を「3号特定建築物」に分類し、市内におけるそれぞれの耐震化の現状は、岐阜県により、建築物所有者に対して実施されたアンケート等の実態調査によると表2-3のとおりである。

表2-2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		若しくは養護学校	
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホーム その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	—	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修の促進に 関する法律施行令第7条で 定める数量以上の危険物を 貯蔵、処理する全ての建築物
3号	—	地震によって建築物が倒壊した場合において、その敷地に接する 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれ があり、その敷地が岐阜県地域防災計画に位置付けられた 緊急輸送道路に接する建築物	全ての建築物

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状

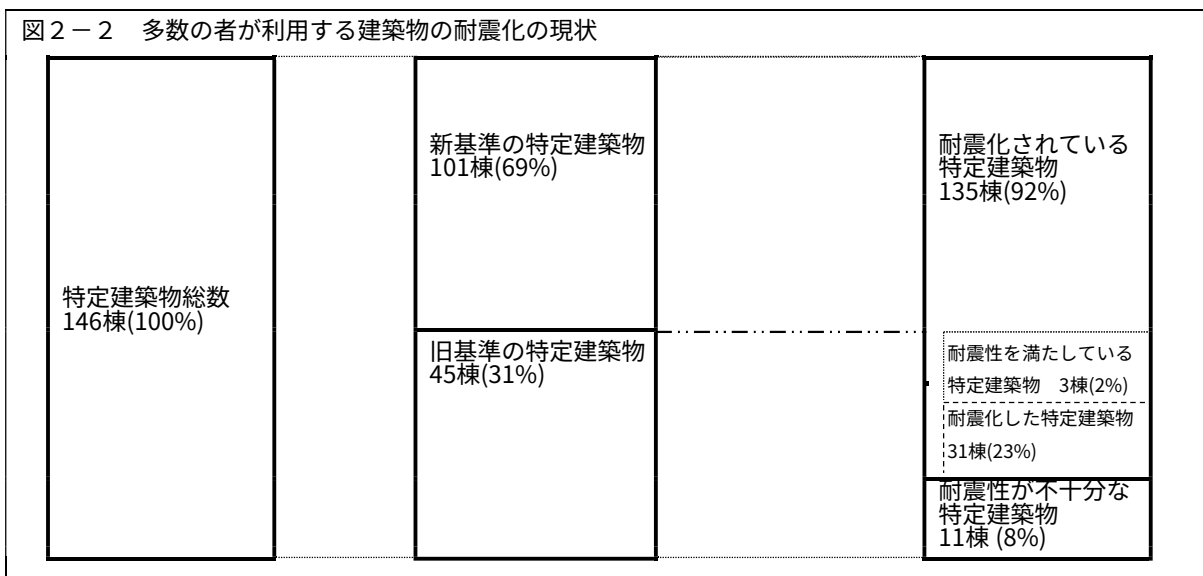
(単位：棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化し た建築物 D	耐震性を 満たして いる 建築物 E	耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
1号	多数の者が利用する建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設、 劇場、集会場、店舗、ホテル等)	146	101	45	31	3	135	92%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	8	7	1	0	0	7	88%
3号	地震によって建築物が倒壊した場合に おいて、その敷地に接する道路の通行 を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難 とするおそれがあり、その敷地が 岐阜県地域防災計画に位置付けられた 緊急輸送道路に接する建築物	23	20	3	0	0	20	87%

1号特定建築物については、「新基準建築物」が101棟、「旧基準建築物」45棟のうち、「耐震化した建築物」が31棟、「耐震性を満たしている建築物」が3棟であることから、「耐震化されている建築物」は135棟となり、市内の1号特定建築物の総数146棟のうち92%が耐震化されていると推計できる。

2号特定建築物については、「新基準建築物」が7棟、「旧基準建築物」1棟のうち、「耐震化した建築物」が0棟、「耐震性を満たしている建築物」が0棟であることから、「耐震化されている建築物」は7棟となり、市内の2号特定建築物の総数8棟のうち88%が耐震化されていると推計できる。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が20棟、「旧基準建築物」3棟のうち、「耐震化した建築物」が0棟、「耐震性を満たしている建築物」が0棟であることから、「耐震化されている建築物」は20棟となり、市内の3号特定建築物の総数23棟のうち87%が耐震化されていると推計できる。



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においては、人的被害が少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震以降の地震では、現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全・安心を確保し、地震被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を計画的かつ効果的に推進していく。

○国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

最終改正 令和7年7月17日国土交通省告示第535号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

災害対策の推進等に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画及び防災基本計画、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅については、令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標とする。

○第1次国土強靱化実施中期計画について（抜粋）

令和7年6月6日閣議決定

居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）

90%【R5】 → 95%【R12】 → 耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

緊急輸送道路の一部等（約9,000km）の沿道建築物で、耐震診断が義務付けられたもの（7,291棟（令和6年4月1日時点））のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震化等が講じられたものの割合

43.6%【R5】 → 60%【R12】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、将来的には100%に近い状態を目指す。

○岐阜県の耐震改修促進計画（抜粋）

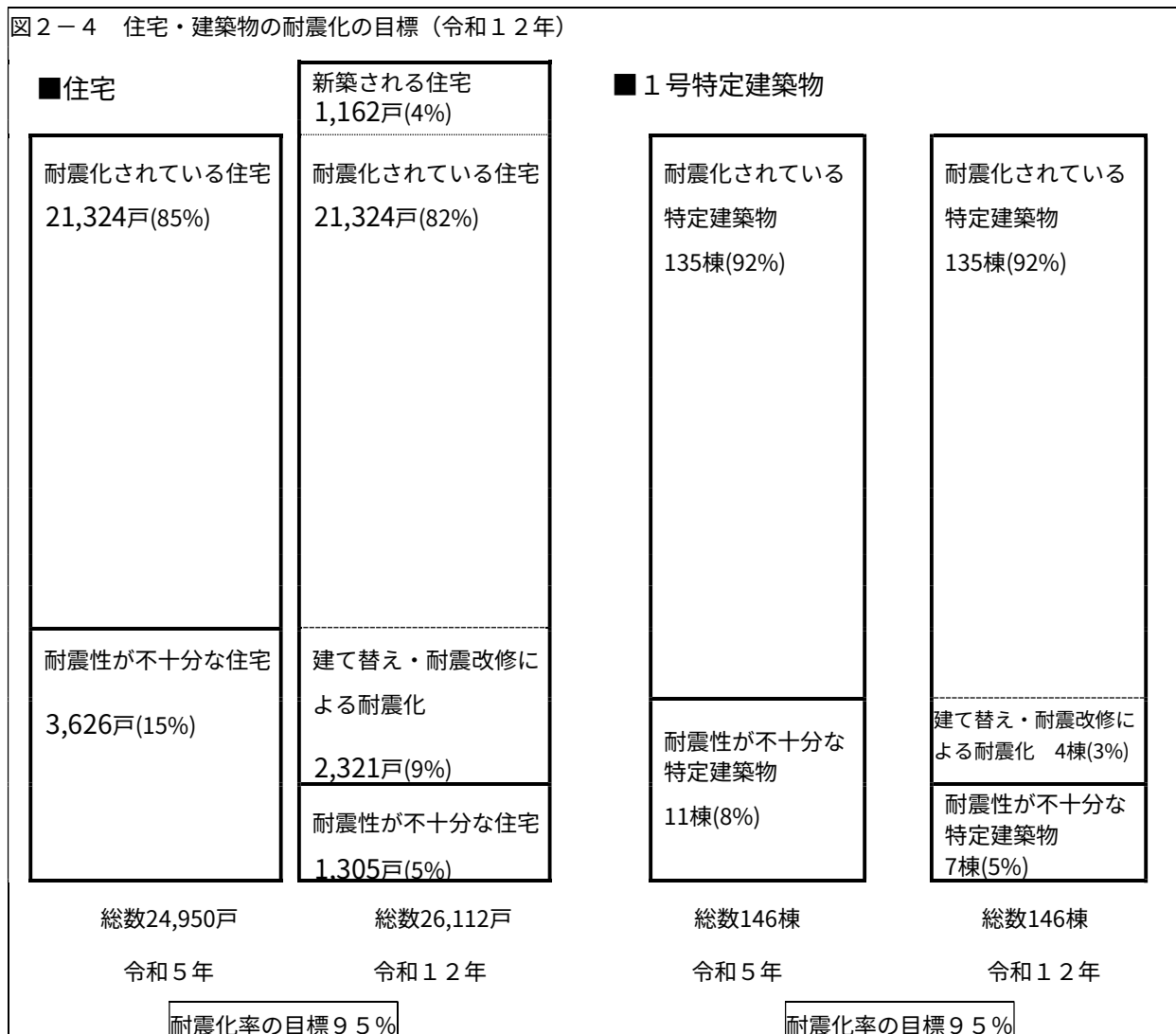
住宅の耐震化率 令和12年 95%

多数の者が利用する建築物の耐震化率 令和12年 95%

当市においては、住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県耐促計画の取り組み、上記の国の動向を踏まえ、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を令和12年までに95%にすることを目標とする。

耐震化率95%を達成するため、令和7年から令和12年までの間に、住宅については2,321戸、多数の者が利用する建築物（1号特定建築物）については4棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及・啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。



3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に多くの公共施設は防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保に繋がり、大変重要である。

一方、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震でも揺れにより庁舎が損傷して立入りができなくなるなど、震災復興への対応能力が喪失したケースもある。これらの施設については、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建築物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位付けを行うとともに、避難所にあつては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進めることとする。

(1) 市有施設における耐震化

ア 耐震化の現状

市有施設における特定建築物（以下「市有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、岐阜県と市で行った特定建築物の実態調査によると、表2-4のとおりである。

表2-4 市有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

市有特定建築物の種類	耐震化の現状 全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震化し た建築物 D	耐震性を 満たして いる 建築物 E		
1号特定建築物	47	20	27	24	3	47	100%
2号特定建築物	0	0	0	0	0	0	—
3号特定建築物	0	0	0	0	0	0	—
計	47	20	27	24	3	47	100%

市有特定建築物については、「新基準建築物」が20棟、「旧基準建築物」27棟のうち、「耐震化した建築物」が24棟、「耐震性を満たしている建築物」が3棟であることから、「耐震化されている建築物」は47棟となり、市有特定建築物の総数47棟すべてが耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

市有特定建築物については、施設を利用する市民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に努める。

ウ 耐震化の目標

市有施設の耐震性確保については、法により建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務がある。

今後は、建物の耐震性能、用途別の重要度を考慮のうえ、特定天井等の天井改修工事についても、市の財政状況を勘案し、災害時に重要な機能を果たす建築物を優先的に実施していく。

(2) その他公共施設・防災拠点施設等における耐震化

特に、庁舎や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、建築物の耐震性能、老朽化対策の検討や建て替えを含む建築物の総合的なあり方の検討等を考慮の上、市の財政状況も勘案し建築物の耐震化に努める。

また、民間の防災拠点施設・避難所については、公共施設における耐震化の取り組み状況を周知することなどを通じて、所有者による耐震性の早期確保に努めるよう促す。

(3) 耐震診断義務付け建築物の耐震化の現状・目標

平成25年の法改正により、一定規模以上の大規模建築物や防災拠点等のより重点的に耐震化を進めるべき建築物に対し、県が、法や耐震改修促進計画での位置づけにより耐震診断の実施及び報告を義務付け、公表を行うこととなった。

これにより、市内に存在する「要安全計画記載建築物」については、所有者に対して耐震診断の実施、耐震診断の結果、耐震性を有していないことが判明した場合は耐震化を促すように努める。

●第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

○建築物の耐震化を促進するための課題

- ・建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・耐震改修工事にお金がかかる。また、耐震改修工事の効果が信用できない。
- ・地震が来ても自分の家・建築物は大丈夫だと思っている。
- ・誰に頼んでいいかわからない。
- ・改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・大規模な建築物では、関係者の調整が複雑。
- ・家族構成や生活形態などを理由に、耐震改修工事に踏み切れない。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、本市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、住宅・建築物の耐震化を推進していく。

（1）市民・事業者（建築物所有者）の役割

市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。

市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

（2）市・県の役割

市及び県は、連携して、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に、市にあっては、普及・啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及・啓発に努める。

市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。

市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の重要性・必要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやし環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

建築物の耐震化の促進のためには、耐震診断等による既存建築物の耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度の普及について、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、全ての既存耐震不適格建築物について、耐震改修等により地震に対する安全性の向上を図ることを目的とするが、特に以下の地域、建築物については、重点的に耐震化を図ることとする。

(1) 重点的に耐震化を図る地域

当市では、南海トラフの巨大地震及び主要な活断層による内陸直下型地震により、多くの被害が想定されていることから、重点的に耐震化を図る地域を市内全域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、岐阜県は、県耐促計画において、法第5条第3項第3号の規定により「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路を指定した。

また、緊急輸送道路等のうち、隣県、県内各地域を繋ぐ道路や、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定め、岐阜県により法第5条第3項第2号に基づく道路として指定された。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

1号特定建築物については、多数の者が利用する建築物であり、地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については、危険物を取り扱う建築物であり、倒壊した場合、多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については、倒壊した場合、道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

特定建築物に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第3条の要緊急安全確認大規模建築物、法第7条の要安全確認計画記載建築物については、地震発生時において、人的被害の可能性及び応急活動への影響を考慮し、また法に基づき耐震診断が義務付けられていることから、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

5 「命」を守るための多様な取り組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は、非常に重要である。

しかしながら、旧基準建築物の木造住宅の所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない場合があり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけではなく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に、部分的に損傷はするものの建築物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強を推進することも必要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についての検討も必要である。

更に、平成28年10月に国から、同年4月に発生した熊本地震における建築物被害の原因分析を踏まえた主な取組方針として、既存の木造住宅について、平成12年以前の新基準建築物を中心に、リフォーム等の機会をとらえ、同年に明確化した仕様に照らして、接合部等の状況を確認することを推奨する方針が示され、その効率的な確認方法が取りまとめられた。

そのため、旧耐震基準による建築物で耐震性が不十分なものがおおむね解消された後には、平成12年以前に建築された新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅についても、耐震性能の検証が適切になされる新たな取組みについての検討を岐阜県と連携して行う必要がある。

●第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

(1) 羽島市建築物等耐震化促進事業及び羽島市木造住宅耐震診断事業

ア 事業の概要

旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して、国・県と協働して補助事業を実施しており、その経緯は以下のとおりである。今後も住宅・建築物の耐震化を促進するため、旧基準建築物の耐震診断・耐震改修工事に対して、国・県と協働して補助事業を実施する。

《耐震診断》

- ・平成14年度から旧基準建築物の木造住宅を対象に補助事業を実施。
- ・平成19年度から全ての旧基準建築物を対象に補助事業を実施。
- ・平成21年度から旧基準建築物の木造住宅を対象に所有者負担を無料化し補助事業を実施。

《耐震改修工事》

- ・平成16年度から旧基準建築物の木造住宅を対象に補助事業を実施。
- ・平成22年度から旧基準建築物の木造住宅を対象に簡易補強での補助事業を実施。
- ・令和8年度から総合支援メニューでの補助事業を実施。

イ 事業の実施状況

これまでの事業の実績は、表4-1のとおりである。

表4-1 耐震化に係る補助の状況

(単位:件)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
補助事業の種類																	
木造住宅耐震診断事業	14	10	23	30	18	17	4	30	30	78	56	30	17	20	21	16	12
木造住宅耐震補強工事費補助	—	—	4	3	5	4	1	3	6	7	10	6	6	5	5	3	5
建築物耐震診断事業費補助	—	—	—	—	—	0	0	0	1	4	0	1	3	2	1	0	0

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	合計
補助事業の種類	(H31)							
木造住宅耐震診断事業	8	5	12	9	5	20	11	496
木造住宅耐震補強工事費補助	1	2	2	1	0	1	0	80
建築物耐震診断事業費補助	0	0	0	0	1	2	1	16

(注) 「—」は事業を未実施

ウ 市民要望に対する的確な対応

東北地方太平洋沖地震以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年は耐震診断等の件数が減少傾向であるため、更なる啓発を行うと共に、耐震診断や耐震改修などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないような対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、市の財源状況等を総合的に勘案すると共に、岐阜県と連携し、必要に応じ制度の見直しを行う。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の重要性・必要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

住宅に関しては、「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」に基づき、積極的な普及・啓発に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用・周知

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」が必要である。このため、岐阜県では、耐震診断・耐震改修を専門とする「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を養成し登録を行っているため、相談士の活用を図る。なお、相談士の名簿については窓口において閲覧しており、相談士の周知を図る。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、市役所において「建築相談窓口」を設置し、地震対策をはじめとした建築物に係る相談窓口として、市民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について、豊富な知識と経験を持つ建築関係団体においても、建築相談窓口として市民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、岐阜県による専門家の派遣制度を活用し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会の開催に努める。

エ 一貫したサポート体制の構築

耐震診断から工事までの一貫したサポート体制の構築等による住宅耐震化を推進する。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。今後も、岐阜県及び建築関係団体と連携して、耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度並びに耐震化の重要性・必要性について啓発する。

また、住宅設備の更新等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが、重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

新聞広告やテレビCM、インターネット等を活用し、広く市民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。具体的には、市広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

ウ 市等主催の説明会への講師派遣

自治会単位で開催される説明会等へ市職員等を派遣し、耐震化に係る情報提供を行うように努める。

エ 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は、地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、液状化を含む過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

岐阜県による各種の情報提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、市はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

オ 耐震啓発ローラー作戦の実施（平成22年度から）

木造住宅の耐震診断費用の無料化（平成21年度から）、改修工事への要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準建築物が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及・啓発を行うように努める。

カ 普及・啓発重点地区の選定等（平成24年度から）

近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による被害の軽減を図るためには、限られた時間の中で効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。

このため、岐阜県から提言があり、旧基準建築物の密集地や被災時に孤立する可能性のある集落、緊急輸送道路沿道、地域の地震発生確率や地域特性等を考慮した普及・啓発重点地区の選定を検討した。

当市は平野部で、被災時に孤立する可能性のある集落はなく、耐震化率や地盤の液状化の予測を含めて、地域特性の差は少ない。また、緊急輸送道路沿道の3号特定建築物も過大ではない。そのため、普及・啓発重点地区を密集地であるDID地区とする。

ただし、平成22年度から令和2年度までの上記オの実施は、羽島市総合防災訓練が実施される町または地域で選定し実施してきた。これは、防災訓練の実施エリアで、防災意識を高めるとともに、耐震化促進への啓発を行うことによる相乗効果を生み出すことを目的としている。

よって、令和8年度以降も引き続き、普及・啓発重点地区と防災訓練実施エリアとの重複する地区を優先的に、普及・啓発する。

キ 教育部局との連携

建築物の耐震化の重要性について幅広い世代へ周知を行うため、教育部局と連携を図り、学校における防災教育の一環としての耐震化に関する「出前授業」等の実施を検討する。

ク 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であり、当市では既に平成19年度に作成・公表済みである。同年度に各戸へ配布し、以降は転入者へ配布してきた。

令和2年6月に地震対策をわかりやすく解説した、防災啓発パンフレットを新たに作成し、各家庭へ配布し、転入者や希望者へは配布を継続している。

ケ 建築物の地震に対する安全性に係る認定

旧基準建築物の木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図る。

また、法第22条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定を受けた場合、認定を受けている旨の表示を付することができるため、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意し、所管行政庁である岐阜県とともに表示制度の普及を図る。

さらに、公共建築物についても、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示制度を積極的に活用するよう努める。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、岐阜県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については、被災時においても建築物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、岐阜県と連携し、施設所有者への普及・啓発に努める。

●第5 指導、勧告又は命令等に関する事項

1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁と相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である岐阜県と書式の整備、具体的な取り組み方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

●第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 計画の推進体制

所管行政庁である岐阜県、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換や実施施策の検討などで連携を図り、市内での建築物の耐震化に取り組む。